

う事業に係る資産」(法第22条の十四)の規定に改められ、通達の改正も行われると考えられる。

改正は、2024年10月1日以後に行われる現物出資について適用される(改正法附則6)。

(図表7) 現物出資により移転する対象資産等の内外判定

資産等の内外判定		
	改正前	改正後
国内資産等	国内不動産等、その他国内にある事業所に属する資産*(25%以上を有する外国法人株式を除く)等	国内不動産等、その他内国法人の本店等または外国法人の国内のPEを通じて行う事業に係る資産(25%以上を有する外国法人株式を除く)等
国外資産等	国外にある事業所に属する資産*(国内不動産等を除く)等	内国法人の国外のPEまたは外国法人の本店等を通じて行う事業に係る資産(国内不動産等を除く)等

※ 資産等が国内または国外にあるいずれの事業所の帳簿に記載されているか等により判定

適格・非適格の対象例

- 内国法人が外国法人の本店等に対して「国内資産等」を移転する現物出資⇒非適格現物出資
- 外国法人が内国法人に対して国外資産等を移転する現物出資⇒非適格現物出資

## 第2章

# 外形標準課税の対象見直し、S.O要件緩和等 地方税・消費税・所得税等に 関する改正の実務ポイント

### 【この章のエッセンス】

- 外形標準課税の対象法人が見直しされ、減資等により資本金基準に該当しなくなった一定の法人については、2025年4月1日以後開始年度から適用され、特定法人の100%子法人等については、2026年4月1日以後開始事業年度から適用される。
- 消費税では、プラットフォーム課税

制度が創設されたほか、国外事業者等についてインボイス制度関連の見直しや事業者免税点制度の特例等が見直しが行われた。

- スタートアップ企業の支援措置として、税制適格ストックオプションの要件が緩和され、中小企業の円滑な世代交代を促進する相続税・贈与税の措置(法人版事業承継税制)の延長も行われた。

れた。

外形標準課税の対象法人について、従前の資本金基準(資本金1億円超、以下、「資本金基準」という)を維持しつつ、次の改正が行われることとなった。

- ① 改正地方税法(地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律4号)(公布日(2024年3月30日)前に外形標準課税の対象であった法人が減資を行い、改正後の要件に該当する場合を「減資への対応」として対象に含める。
- ② 親会社の信用力等を背景に事業活動を行う子会社への対応として、一定規模の法人の100%子会社も対象に加えられる。

## 地方税

### 外形標準課税

#### (1) 対象法人見直しの考え方

平成16年度に導入された外形標準課税の対象法人は、減資を中心とし

た要因により導入時に比べて約3分の2まで減少している。企業の稼ぐ力を高める法人税改革の趣旨や、地方税収の安定化・税負担の公平性といった制度導入の趣旨を踏まえ、令和6年度税制改正により、適用対象法人について制度的な見直しが行わ

#### (2) 減資への対応

当分の間、前事業年度に外形標準